

第122回定時株主総会 招集ご通知

日 時 2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 福島県福島市大町3番25号
当行本店 8階大会議室

**議 決 権
行使期限** 2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分

株式会社 東邦銀行

証券コード：8346



第一只見川橋梁(大沼郡三島町)

議案および参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第122期の期末配当につきましては、下記株主還元方針と当期の業績等を総合的に勘案のうえ、1株につき5円といたしたいと存じます。これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき4円とあわせ、年間の配当金は1株につき9円となります。

【株主還元方針】

当行は、銀行業務の公共性に鑑み、内部留保の充実による健全性確保を基本に経営に取組んでまいります。それを前提としたうえで、安定配当6円を基本とし、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%を目安に、業績の成果に応じて弾力的に株主の皆さま方への利益還元に努めてまいります。

1

株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金5円 総額1,248,527,145円

2

剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

1

増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 6,000,000,000円

2

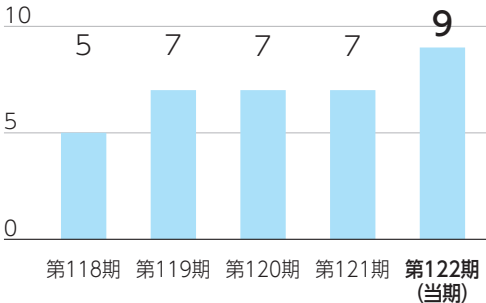
減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 6,000,000,000円

ご 参 考

1株当たり年間配当金

■ 配当金(円)



第2号議案

監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの強化に取り組むため、社外取締役2名を加えた取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、取締役候補者の選任について、コーポレートガバナンス規程等に則り指名・報酬協議会における討議など適切な選任手続を経ているか、各候補者について取締役会全体の実効性等の観点からその見識、資質、経験が十分か等を検討いたしました結果、本議案で提案されている取締役候補者は適任、妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名（性別） （年齢）	現在の当行における地位および担当	取締役会出席率 （出席状況）
1	さとう みのる（男性） 佐藤 稔（満64歳）  	取締役頭取（代表取締役） 監査部【正】担当	100% （14回中／14回出席）
2	えん どう かつ とし（男性） 遠藤 勝利（満59歳）  	専務取締役（代表取締役）営業本部長 営業本部【正】、人事部【正】担当	100% （14回中／14回出席）
3	め ぐろ ひろ み（男性） 目黒 寛己（満60歳）  	常務執行役員 総務部【正】、審査部【正】担当	—
4	たか の しん じ（男性） 高野 真司（満58歳）  	常務執行役員 総合企画部【正】、コンプライアンス・リスク統括部【正】担当	—
5	こ にし まさ こ（女性） 小西 雅子（満66歳）   	取締役（社外）	100% （14回中／14回出席）
6	たか しま ひで や（男性） 高島 英也（満65歳）   	取締役（社外）	92% （14回中／13回出席）

（注）1. 年齢は、年度末現在を基準とした満年齢を記載しております。

2. 本議案が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役を含めた独立社外取締役は5名となり、当行取締役会に占める独立社外取締役の割合は2分の1となります。

 …新任取締役候補者
  …再任取締役候補者
  …社内取締役候補者
  …社外取締役候補者
 …東京証券取引所届出独立役員

1

再任

社内

さとう
佐藤みのる
稔

生年月日：1960年11月27日生（男性／満64歳）

所有する当行株式の数：209,054株

取締役会出席率（出席状況）：100%（14回中14回出席）

在任期間：13年



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4 月	当行入行	2014年 5 月	同	取締役本店営業部長
2003年10月	同 総合企画部企画課長	2014年 6 月	同	常務取締役本店営業部長
2006年 3 月	同 方木田支店長兼大森支店長	2016年 6 月	同	専務取締役（代表取締役）事務本部長
2007年10月	同 方木田支店長	2020年 6 月	同	取締役頭取（代表取締役） 監査部【正】担当 （現在に至る）
2008年 6 月	同 須賀川支店長			
2010年 6 月	同 市場金融部長			
2012年 6 月	同 取締役総合企画部長兼経営戦略 調整室長			

■ 取締役候補者の選任理由

佐藤稔氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長ならびに本部部長を歴任し、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2020年6月の取締役頭取就任以降は、変化の大きい経営環境のなか、株主の皆さまの負託に応えるべく経営の舵取りを担い、その職務・職責を適切かつ誠実に果たしております。

こうしたなか、2024年4月に新長期経営計画「TX PLAN 2030」を策定、計画初年度である2024年度も強力なリーダーシップを発揮、経営全般を牽引してきたことを考慮し、当行グループのさらなる成長のため適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2

再任

社内

えんどう

遠藤

かつとし

勝利

生年月日：1965年12月20日生（男性／満59歳）

所有する当行株式の数：78,786株

取締役会出席率（出席状況）：100%（14回中14回出席）

在任期間：2年



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4 月	当行入行	2023年 3 月	同	常務執行役員
2008年 6 月	同 本店営業部渉外課長	2023年 6 月	同	専務取締役（代表取締役）
2011年 6 月	同 富田支店長	2025年 3 月	同	専務取締役（代表取締役）営業本部長 営業本部【正】、人事部【正】担当 （現在に至る）
2013年 6 月	同 仙台東支店長			
2014年 5 月	同 名取支店長			
2016年 5 月	同 仙台支店長			
2019年 6 月	同 執行役員仙台支店長			
2020年 6 月	同 執行役員営業本部副本部長			
2021年 6 月	同 常務執行役員本店営業部長			

■ 取締役候補者の選任理由

遠藤勝利氏は、上記略歴に記載のとおり東北最大マーケットである仙台地区での営業店長等を歴任し、営業店における豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2023年6月以降は、取締役として経営の基本方針および経営計画の企画立案、財務・非財務にわたる広範なリスク管理等の統括を務めるなど、豊富な経験に裏付けられた企画力・統率力を有しております。職務を適切かつ誠実に遂行していることを考慮し、変化に対応できる新たなビジネスモデルの構築の実現と当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3

新任

社内

め ぐ ろ
目黒ひ ろ み
寛己

生年月日：1964年9月15日生（男性／満60歳）

所有する当行株式の数：59,201株

取締役会出席率（出席状況）：－

在任期間：－

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4 月	当行入行	2019年 9 月	同 執行役員監査部担当
2009年 6 月	同 郡山支店融資課長	2019年12月	同 執行役員営業本部副本部長
2012年 3 月	同 坂下支店長	2020年 6 月	同 執行役員小名浜支店長
2014年 6 月	同 融資部副部長	2023年 3 月	同 執行役員郡山営業部長
2014年10月	同 人事部付審議役（一般財団法人大原総合病院 出向）	2023年 6 月	同 常務執行役員郡山営業部長
2016年10月	同 人事部付上席審議役（一般財団法人大原記念財団 出向）	2024年 6 月	同 常務執行役員郡山駐在
2019年 6 月	同 執行役員人事部付（一般財団法人大原記念財団 出向）	2025年 3 月	同 常務執行役員 総務部【正】、審査部【正】担当 （現在に至る）

■ 取締役候補者の選任理由

目黒寛己氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長ならびに融資業務全般にかかる企画、管理および指導の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2019年12月以降、執行役員として営業関連施策の企画、営業店運営の指導・支援、営業推進の統括、基幹母店における管轄地区内の営業店統括を務めるなど、職務を適切かつ誠実に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、取締役として選任をお願いするものであります。

4

新任

社内

たかの
高野 しんじ
真司

生年月日：1966年4月10日生（男性／満58歳）

所有する当行株式の数：22,044株

取締役会出席率（出席状況）：－

在任期間：－

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4 月	当行入行	2022年 6 月	同	執行役員営業本部副本部長 兼法人コンサルティング部長
2007年10月	同 人事部人事課長	2023年 3 月	同	執行役員営業本部副本部長 兼営業統括部長
2011年 9 月	同 神谷支店長	2024年 3 月	同	執行役員事務本部長
2013年 9 月	同 白河西支店長	2024年 6 月	同	常務執行役員事務本部長
2015年 5 月	同 総合企画部副部長	2025年 3 月	同	常務執行役員 総合企画部【正】、 コンプライアンス・リスク統括部 【正】担当 (現在に至る)
2015年 8 月	同 人事部付審議役 (とうほう証券株式会社 出向)			
2017年10月	同 人事部付上席審議役 (とうほう証券株式会社 出向)			
2018年 3 月	同 総合企画部長			
2020年 6 月	同 喜多方支店長			
2021年 3 月	同 喜多方支店長 兼 塩川支店長			
2021年 6 月	同 執行役員喜多方支店長 兼塩川支店長			

■ 取締役候補者の選任理由

高野真司氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長ならびに経営戦略全般の企画立案の統括に携わるなど、豊富な実務経験と幅広い知見を有しております。

また、2022年6月以降は、執行役員として営業戦略・施策の企画立案、市場部門および事務・システム全般における統括を務め、その職務を適切かつ誠実に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、取締役として選任をお願いするものであります。

5

再任

社外

独立

こ に し
小西ま さ こ
雅子

生年月日：1958年10月18日生（女性／満66歳）

所有する当行株式の数：－

取締役会出席率（出席状況）：100%（14回中14回出席）

在任期間：3年

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4 月	中部日本放送株式会社アナウンス部入社	2017年 2 月	環境省中央環境審議会委員 (現在に至る)
1983年 3 月	同 退社	2017年 4 月	昭和女子大学 グローバルビジネス学部ビジネスデザ イン学科 特命教授
1989年 4 月	NHK、TBS、CNNなど複数局において キャスター、リポーター	2022年 4 月	京都大学大学院総合生存学館（思修館） 特任教授 (現在に至る)
1998年 4 月	気象予報士資格取得後、東京MXテレビ 等にて天気キャスター	2022年 6 月	当行社外取締役（非常勤・独立役員） (現在に至る)
2001年 6 月	株式会社ウェザーニューズ入社 コンテンツクリエイト部 気象予報士 キャスター兼プロデューサー	2023年 4 月	昭和女子大学専門職大学院福祉社会・ 経営研究科 特命教授 (現在に至る)
2004年 7 月	同 退社		
2005年 9 月	公益財団法人世界自然保護基金ジャパ ン入局 (現在に至る)		

■ 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割

小西雅子氏は、世界自然保護基金ジャパン入局後、気候変動の国際交渉官として、国連の気候変動枠組条約に2005年から継続参加、情報分析・交渉・政策提言に従事し、さらに大学教員としての研究活動を通じて、国内外の環境・エネルギー政策および持続可能性(SDGs)に高度な専門的知見を有しており、企業へのアドバイス経験も豊富であります。

当行は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、独立した客観的な立場から株主をはじめとしたステークホルダーの視点を踏まえた意見を反映することで、より透明性の高い経営の実現に寄与することが期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、サステナビリティをめぐる課題への対応は重要な経営課題であり、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 独立性に関する補足説明

小西雅子氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

■ 社外取締役在任期間

同氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

6

再任

社外

独立

たかしま

高島

ひでや

英也

生年月日：1959年11月20日生（男性／満65歳）

所有する当行株式の数：31,300株

取締役会出席率（出席状況）：92%（14回中13回出席）

在任期間：3年



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4 月	サッポロビール株式会社入社	2021年 3 月	サッポロホールディングス株式会社 顧問
1997年11月	同 大阪工場製造部長	2022年 3 月	株式会社フジオフードグループ本社 社外監査役 (現在に至る)
2001年 9 月	同 ビール製造本部製造部担当部長	2022年 6 月	当行社外取締役（非常勤・独立役員） (現在に至る)
2007年 3 月	同 仙台工場長	2022年 6 月	北海道空港株式会社社外監査役 (現在に至る)
2009年 3 月	同 取締役兼執行役員経営戦略本部長	2023年 3 月	サッポロホールディングス株式会社 顧問 退任
2012年 9 月	同 常務執行役員北海道本部長	2023年 7 月	学校法人酪農学園理事長 (現在に至る)
2013年 3 月	同 常務執行役員北海道本部長兼北海道本社代表		
2015年 3 月	ポッカサッポロフード&ビバレッジ 株式会社取締役専務執行役員		
2017年 1 月	サッポロビール株式会社代表取締役 社長兼サッポロホールディングス株式 会社グループ執行役員		
2017年 3 月	サッポロビール株式会社代表取締役 社長兼サッポロホールディングス株式 会社常務グループ執行役員		

■ 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割

高島英也氏は、サッポロビール株式会社の代表取締役社長をはじめ、サッポロホールディングス株式会社の常務グループ執行役員を歴任するなど、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、客観的な視点による当行経営に対する助言や指導、適切な監督により、当行の経営体制の強化を期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する補足説明

高島英也氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

■ 社外取締役在任期間

同氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

-
- (注) 1. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 小西雅子、高島英也の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届出ており、原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、小西雅子氏および高島英也氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。すべての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

<ご参考>取締役候補者のスキル・マトリックス

氏 名	会社における 地位	経営戦略/ サステナ ビリティ	経営管理	営業/ コンサル ティング	地域/共創	人事/ ダイバー シティ	市場運用/ 国際業務	IT/DX
佐 藤 稔	取締役頭取 (代表取締役)	●	●	●	●	●	●	●
遠 藤 勝 利	専務取締役 (代表取締役)	●	●	●	●	●		●
目 黒 寛 己	常務取締役	●	●	●	●			
高 野 真 司	常務取締役	●	●	●		●	●	●
小 西 雅 子 社外	取締役 (非常勤)	●		●		●	●	●
高 島 英 也 社外	取締役 (非常勤)	●	●	●	●	●		●
佐 藤 卓 夫	取締役監査等委員	●	●	●	●	●		
河 野 一 郎 社外	取締役監査等委員 (非常勤)	●	●	●	●			
久 田 高 正 社外	取締役監査等委員 (非常勤)	●	●			●	●	
小 田 徹 社外	取締役監査等委員 (非常勤)	●	●	●		●		●

※上記一覧表は、各取締役が有するすべての知見や経験を表すものではありません。

各項目の詳細

経営戦略/サステナビリティ	企業経営・組織運営に関する知識・経験・能力、および企業の持続可能性を支えるESG経営(環境・社会・ガバナンス等)の知識・経験・能力
経営管理	法務、コンプライアンス、リスクマネジメント、財務・税務等の経営管理に関する知識・経験・能力
営業/コンサルティング	地域経済を活性化するためのソリューション提供等の営業に関する知識・経験・能力、および営業企画・マーケティングに関する知識・経験・能力
地域/共創	地域社会・経済の特性や課題に関する深い理解と、多様なステークホルダーとの効果的な連携・協働を通じた価値創造に関する知識・経験・能力
人事/ダイバーシティ	人事管理、人材育成、ダイバーシティ推進等の人事関連業務に関する知識・経験・能力
市場運用/国際業務	有価証券運用や国際業務に関する知識・経験・能力
IT/DX	企業の生産性向上や付加価値向上に向けたデジタルの活用・推進に関する知識・経験・能力

＜ご参考＞社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の候補者が、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、現在または最近^(注1)において、次のいずれの要件にも該当しない場合、独立性を有すると判断する。

- (1) 当行を主要な取引先^(注2)とする者、またはその者が法人等^(注3)である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額^(注4)の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等である場合は、当該法人等に所属する者をいう。）。
- (4) 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にその業務執行者。
- (5) 当行の主要株主^(注5)、またはその者が法人等である場合には、その業務執行者。
- (6) 次に掲げる者（重要^(注6)でない者は除く）の近親者^(注7)。
 - A. 上記（1）～（5）に該当する者
 - B. 当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員または業務執行者

（注1）「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）「主要な取引先」とは、事業年度の連結売上高（当行の場合は連結経常収益）の2％以上を基準に判定。また、融資取引については、当行の融資額が最上位の取引額であり、かつ当該融資を直ちに回収した場合は、事業継続に深刻な影響を及ぼすなど当行の与信方針の変更が取引先に対して著しい影響を与える場合は、主要な取引先とする。

（注3）「法人等」とは、法人以外の団体を含む。

（注4）「多額」とは、過去3年平均で年間1,000万円以上の金額をいう。

（注5）「主要株主」とは、総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または法人等をいう。

（注6）「重要」とは、会社の役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

（注7）「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、福島県に本店を置き、預金業務、貸出業務、為替業務、公共債・投資信託・保険商品などの販売業務、信託業務などを通じて、コンサルティング機能を発揮し地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

ロ. 金融経済環境

(国内経済)

2024年度の国内経済は好調な企業収益や賃上げの動きを背景に個人消費の持ち直しや設備投資が増加するなど緩やかに回復しました。一方で、欧州や中東における地政学リスク、アメリカの政策動向が景気を下押しするリスクとなっているほか、物価上昇による個人消費への影響や金融資本市場の変動等に注意する必要があり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。また、国内の金融情勢においては、日本銀行が賃金・物価上昇の持続性の高まりを受け、2024年7月に15年7ヵ月ぶりに政策金利を上げた後、2025年1月に追加利上げを実施するなど、金融機関を取巻く環境に大きな変化がありました。

(福島県内経済)

当行の主要な営業基盤である福島県の経済は、住宅投資や新車登録台数が前年を下回るなど個人消費は足踏みの状況にありましたが、雇用情勢が緩やかに持ち直すとともに、新規事業や新規出店に関する設備投資が増加するなど一部に回復の兆しが見られました。

(金融環境)

長期金利の指標となる10年国債利回りは、日本銀行の政策金利引上げや国債買入減額を要因として2025年3月に16年ぶりの高水準となる1.59%まで上昇しました。また、為替相場は2024年7月に1ドル161円台まで円安が進行しましたが、日米金利差が縮小したことを受け、年度末には1ドル148円台まで円高が進みました。一方で、日経平均株価は好調な企業収益などを背景に、2024年7月に史上最高値となる4万2,224円まで上昇したものの、米国における通商政策への警戒感により年度末には3万5,617円まで下落しました。

ハ. 事業の経過およびその成果

このような金融経済環境のなか、当行はパーパス「すべてを地域のために」のもと、ビジョン「地域社会に貢献する会社へ～金融サービスの枠を超えて～」の実現に向け、2024年4月から2030年3月までの6年間を計画期間とする長期経営計画「TX PLAN 2030」を策定しました。2つの基本方針である「地域・お客さまとの価値共創」および「当行グループの成長戦略」に基づき、地域社会の持続的成長に向けた諸施策を展開しております。

<長期経営計画の取り組み>

2024年度からスタートした長期経営計画「TX PLAN 2030」(以下、TXPLAN) の取り組み状況は以下のとおりです。



基本方針Ⅰ．地域・お客さまとの価値共創 (法人コンサルティング)

「お客さま1社1社の事業価値向上」を目指すべきゴールに掲げ、事業を営むお客さまに対しては、お客さまが抱える様々な課題やニーズにお応えするコンサルティングサービスを提供しております。コロナ禍が収束し、資金繰り支援から本業支援へとシフトするなか円滑な資金対応を行った結果、事業性貸出金は前年度比1,178億円増加し1兆7,749億円となり、残高ピークを更新しました。

地域社会の持続的成長には新たな事業やイノベーションの創出が不可欠であるという考えのもと、創業支援に積極的に取り組んでおります。福島県との共同事業である新事業創出支援事業「ふくしまイノベーションプログラム」(注1)を実施したほか、創業期の事業を営むお客さまを総合的にご支援する「とうほう起業家応援パッケージ」を創設しました。加えて、福島の将来を担うスタートアップ企業のチャレンジを後押しし、地域経済の活性化・地方創生に貢献するため、東邦リース株式会社およびスパークル株式会社を共同運営会社とした「TOHOネクストステージファンド」を設立しました。

また、サステナビリティ宣言に掲げた「脱炭素・ネイチャーポジティブ」に基づき、福島県全体のカーボンニュートラルに向けた取り組みを牽引するとともに、お客さまの脱炭素化を支援するため、「知る」「測る」「減らす・発信する」の3つのステップをワンストップで提供する「とうほう脱炭素経営支援サービス」を2025年3月に開始しました。さらには、福島県特有の地域課題解決に向け、寄贈先(テーマ)を限定した「とうほうテーマ別私募債」(注2)を創設し、只見線およびJヴィレッジの利活用充実による地域活性化を支援したほか、2025年4月1日からサステナビリティ定期預金「つながる未来」(注3)の取扱いを開始するなど、地域社会の持続的成長に向けた取り組みを進めております。

(注1) 福島県が主催、当行が企画・運営を担当。約50名の創業希望者が全11回のセッションに参加し、多数の創業アイデアを創出。

(注2) 私募債発行時に発行企業から受け取る発行手数料の一部を、福島県特有の課題解決に資する事業・団体に対し寄付金として寄贈。

(注3) お預入総額の0.01%相当額を、当行が福島県内のカーボンニュートラル推進に向けた取り組みを行う「福島県環境保全基金」へ寄付。



「とうほう・只見線利活用推進私募債」寄贈式



福島コンサルティングプラザ開所式

（個人コンサルティング）

「お客さま一人ひとりのゆたかな暮らしづくり」を目指すべきゴールとして掲げ、個人のお客さまに対しては、中長期的な資産形成、資産運用、資産承継等の幅広いニーズにお応えする高度な金融サービスを提供しております。

2024年7月に野村證券株式会社と金融商品仲介業務における包括的業務提携の最終契約を締結し、「お客さま一人ひとりに最高の金融サービスを」を提携スローガンとして、2025年1月に預かり資産特化型拠点として「コンサルティングプラザ」を福島県内4か所に開設しました。10月には新たに「コンサルティングブランチ」を2カ所追加し、県内計6カ所での運営を予定しております。

東邦銀行の行員と野村證券からの出向者がお客さまのライフステージに応じた質の高いコンサルティング・付加価値の高い総合金融サービスを提供し、お客さまの豊かな生活・健全な資産形成の実現に取り組んだ結果、当行グループ全体での預かり資産残高は177億円増加し、6,709億円となりました。また、野村證券との金融商品仲介業務における包括的業務提携をふまえた預かり資産残高は1兆516億円となりました。

また、地域の金融リテラシー向上への取り組みとして、子育て世代のお客さまを対象とした「託児サービス付き資産形成セミナー」や、ふくしまの未来を担う高校生を対象とした「エコノミクス甲子園」福島大会、小・中・高校生向けの「金融経済教室」、遺言信託に関するセミナー開催など、幅広い世代の金融教育に取り組みました。

基本方針Ⅱ. 当行グループの成長戦略

(当行の企業価値向上)

「サステナブル経営」

脱炭素社会への移行や新たな産業・社会構造への転換を促すため、2024年度からサステナブルファイナンスの対象を環境分野から社会分野まで拡大し、長期経営計画期間の累計目標を1兆円から1.5兆円に引き上げております。加えて、2024年6月に「とうほうサステナブル投融資方針」を制定し、地域社会の持続可能な発展に資する投融資として「とうほうポジティブ・インパクト・ファイナンス」や「フレームワーク型サステナブルファイナンス」の取扱いを開始するなど、お客さまの脱炭素化や社会課題解決を積極的に支援した結果、2024年度末のサステナブルファイナンス実績は、5,206億円となりました。

「アライアンス戦略」

当行の企業価値向上に向け、地銀10行による広域且つ大規模な連携である「TSUBASAアライアンス」の知見を最大限に活用しております。2024年1月に移行した「TSUBASA基幹系システム共同化」のメリットを最大限に享受しながら、各種サービスの開発を加速させ、CX向上に資するサービスの提供に努めております。2024年11月より個人向けスマートフォンアプリ「東邦銀行アプリ」の提供を開始し、日常的な銀行取引を簡単にご利用いただけるサービスとして、多くのお客さまにご評価いただいた結果、契約数は3月末で6万件を超えました。

(営業体制・組織体制)

TXPLAN2030における営業体制変革の実現に向け、2025年4月より福島市南部エリアの営業店（注4）においてエリア営業体制を開始しております。エリア内におけるお客さまの利便性向上と営業効率化を図るため、「Web面談システム」と「来店予約サービス」を導入するとともに、2026年度には個人の口座開設や諸届に対応する「店頭タブレット」の稼働を予定しております。また、当行の生産性向上や業務効率化を目的に2025年3月より生成AIサービスを導入し、行内の資料作成や文書要約等、様々な場面で活用しております。引き続きより良い商品・サービスの充実に努め、地域・お客さまのニーズにお応えする最適な金融サービスを提供してまいります。

（注4）南福島支店、蓬萊支店、福島医大病院支店

(人的資本の充実)

当行は、「人的資本」を成長戦略の土台となる最も重要な経営資本と位置付け、人材への投資こそが将来的な銀行の成長や地域の持続的な成長を支える人材の創出に繋がるとの考えから、人事制度見直しによる従業員1人ひとりが能力を最大限に発揮することができる環境整備やベースアップによる処遇向上等、人的資本投資に積極的に取り組んでおります。2024年度はパートタイマーの時給引き上げやベテラン層の活躍促進に向けた処遇向上など、全従業員に対する処遇改善に取り組み、最大11.6%程度、平均7.7%の賃上げを実施しました。加えて、当行の将来を担う人材を積極的且つ安定的に確保していく観点から、2025年4月入行の大学卒の初任給を260,000円に引き上げ、若手層のモチベーションならびに成長意欲の向上を図っております。

また、DE&I推進を人的資本経営の重要な戦略のひとつと考えており、2024年度は昇格時に育児や介護による休職が影響しないよう、人事制度を見直しました。男性従業員の育児休暇取得率が137.5%となったほか、アンコンシャスバイアスや育児に関連するセミナーを開催するなど、男性従業員の意識醸成と育児参画を強く推し進めております。こうした取り組みを踏まえ、2029年度末までに30%を目標に掲げる女性役席者比率は、前年度末比2.3%上昇し26.3%となりました。引き続き地域における少子化対策についても当行が率先して取り組んでいくとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けてしっかりとサポートしてまいります。

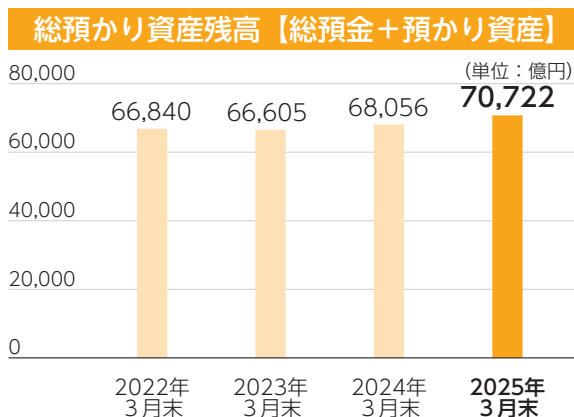
こうした取り組みの結果、2024年度の業容・業績は以下のとおりとなりました。

〈単体業績の概要〉

〔預金、譲渡性預金等〕

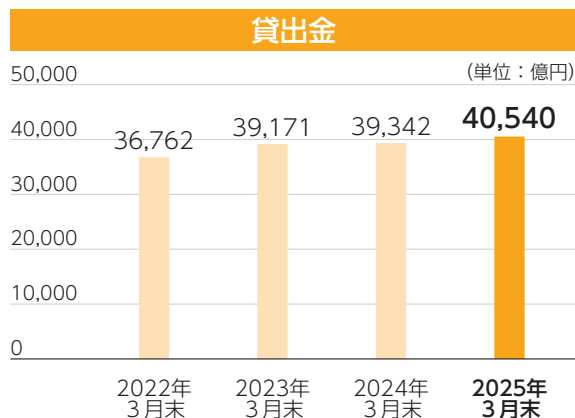
預金につきましては、個人預金・法人預金・公金預金が減少したことにより、前年度末比611億円減少し、5兆7,709億円となり、譲渡性預金を含む総預金については、前年度末比1,404億円減少し、6兆1,670億円となりました。

投資信託や公共債等の預かり資産は、公共債が増加した他、野村証券株式会社との包括的業務提携（2025年1月20日）に伴う「新仲介口座」残高を計上し、前年度末比4,069億円増加し9,051億円となり、総預金と預かり資産を合計した総預かり資産は7兆722億円となりました。



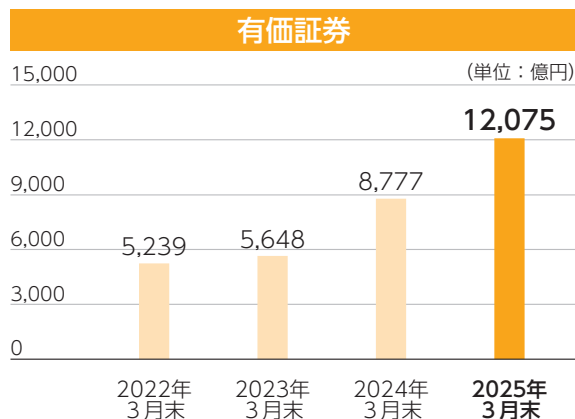
[貸出金]

貸出金につきましては、県内および東京における事業性貸出が増加したことを主因に、前年度末比1,197億円増加し4兆540億円となりました。



[有価証券]

有価証券につきましては、安定的な利息配当金確保のため、残存期間が短い円建債券を中心に残高を積み上げ、前年度末比3,298億円増加し1兆2,075億円となりました。



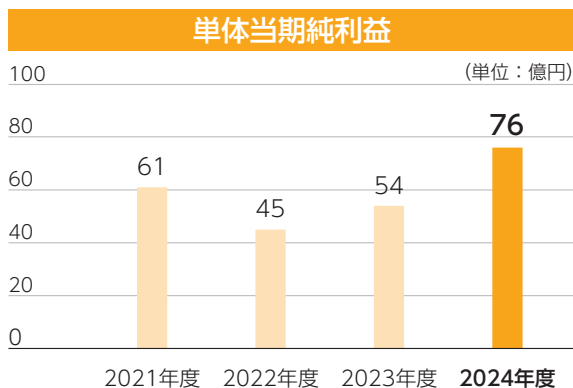
[損益]

本業の利益となるコア業務純益は、基幹系システム移行に伴う減価償却費の増加等により経費が増加しましたが、日本銀行の金融政策変更を主因とした資金利益の増加により前年度比25億円増加し112億円となりました。

経常利益は、コア業務純益の増加に加え、与信関係費用の減少により前年度比29億円増加し108億円となりました。

上記の結果、当期純利益は前年度比22億円増加し76億円となりました。

また、連結の経常利益は111億円、親会社株主に帰属する当期純利益は74億円となりました。



二. 店舗等

2024年12月、白河支店・白河西支店・白河市役所支店（白河市）を新築移転しました。新店舗は当行初のZEB（=Net Zero Energy Building）仕様店舗であります。今後の店舗新築についても、カーボンニュートラル社会の実現に向け環境面に配慮するとともに、お客さまの利便性向上により一層取り組んでまいります。



東北地銀初のフルZEB店舗

ホ. 対処すべき課題

2024年度の外部環境としては、国内経済は全体として緩やかに持ち直しの動きが続いているものの、地域において事業を営むお客さまにおいては、人口減少に伴う恒常的な人材不足や物価・資源高に加え、米国による通商政策の影響など不透明な経営環境が続いております。

（地域・お客さまとの価値共創）

TXPLAN2030において、地域経済の持続的成長を達成するための「10TARGETS」を設定し、各種施策に取り組んでおります。そのなかでも、人口減少、少子高齢化が地域社会に及ぼす影響は時間の経過と共に益々深刻化していることから、TARGET①「人材不足への対応」を解決すべき重要な社会課題の一つと捉えております。

2024年度の同分野に関する当行グループへの相談件数は累計で1,400件を超え、今も着実に増加しております。その環境下、ITの力で地域全体のデジタル化とお客さまの生産性向上支援に取り組むIT関連事業と、人材不足という地域にとって最大の課題解決に取り組む人材関連事業を2本柱とする「株式会社東邦ITヒューマンソリューションズ」を新設し、他業銀行業高度化等会社の認可を取得したうえで2025年10月より事業を開始する予定です。

また、地域経済の活性化に欠かせない中小企業の本業支援においては、コロナ資金の返済や人件費上昇など経営環境が厳しいなか、倒産件数が増加している環境を踏まえ、金融仲介機能をさらに強化するとともに、経営計画の策定支援や販路拡大を支援する有料ビジネスマッチングの取り組みや生産性向上に向けた伴走型経営支援の取り組みを強化しております。

東日本大震災から14年が経過するなか、相双地域においては、科学技術力と産業競争

力の強化を目的として福島国際研究教育機構（F-REI）が設立され、帰還者や移住者が共存できる環境が整備されるなど、復興が着実に進んでおります。その環境下、当行は、相双地域を起点とした福島県の創造的復興を大きな課題と捉え、2024年1月にF-REIとの包括的連携協定を締結したほか、2024年4月には法人コンサルティング部内に「相双新産業推進室」を設置するなど、相双地域から県内外の企業・自治体とのマッチングや、新たな産業創出に向けた創業・スタートアップ、進出企業へのご支援を積極的に行っております。このような取り組みの結果、2024年度の創業支援件数は800件を超えました。引き続き「創業の地 ふくしま」の確立に向け積極的に取り組んでまいります。

（当行グループの成長戦略）

TXPLAN2030では、2026年度計画としてコア業務純益115億円、当期純利益60億円、ROE3.0%、コアOHR77.0%、2029年度計画としてコア業務純益185億円、当期純利益110億円、ROE5.0%、コアOHR67.0%を掲げておりましたが、日本銀行による2024年7月および2025年1月の政策金利引上げに加え、今後もさらなる金利上昇局面が想定されることを踏まえ、長期計数計画の見直しを実施しました。

（連結）	2024年度実績	2026年度計画	2029年度計画
コア業務純益	120億円	190億円 (当初計画比+75億円)	275億円 (当初計画比+90億円)
当期純利益	74億円	105億円 (当初計画比+45億円)	170億円 (当初計画比+60億円)
ROE	3.69%	5.0% (当初計画比+2.0%)	7.0% (当初計画比+2.0%)
コアOHR	74.9%	68.5% (当初計画比△8.5%)	60.0% (当初計画比△7.0%)

金利環境の変化を追い風として、TXPLAN2030に掲げる各種施策を着実に遂行し、貸出金の増加やコンサルティング分野における非金利収入拡大によるトップライン増強を図りつつ、業務効率化のための行内DX促進や営業体制変革によって生産性向上を図ることで、ROE・PBRの改善に取り組み、経営体質をさらに強化してまいります。また、企業価値を向上させる3本柱として、成長・環境投資、人的資本投資、株主還元を掲げており、お客さまのさらなる利便性向上を目指すための積極的な成長投資を継続するとともに、さらなる人的資本投資を行い地域の持続的成長に貢献できる人材の創出、育成に努めることに加え、株主還元をより一層充実させることで、当行グループの企業価値向上を実現してまいります。

(2) 財産および損益の状況

イ. 単体業績の推移

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預金	5,748,937	5,776,961	5,832,107	5,770,955
定期性預金	1,143,007	1,115,128	1,063,164	1,019,806
その他	4,605,930	4,661,833	4,768,943	4,751,148
貸出金	3,676,272	3,917,160	3,934,236	4,054,004
個人向け	806,425	815,861	842,935	854,847
中小企業向け	1,102,255	1,118,818	1,120,208	1,166,818
その他	1,767,591	1,982,480	1,971,092	2,032,337
商品有価証券	524	17	43	55
有価証券	523,951	564,806	877,748	1,207,558
国債	106,221	114,212	370,969	645,792
その他	417,730	450,593	506,778	561,766
総資産	7,121,876	6,596,917	6,738,164	6,630,305
内国為替取扱高	26,676,730	26,562,606	27,064,005	28,433,832
外国為替取扱高	百万ドル 1,112	百万ドル 1,085	百万ドル 942	百万ドル 721
経常利益	8,950	6,104	7,902	10,884
当期純利益	6,181	4,573	5,431	7,645
1株当たり当期純利益金額	円 銭 24 52	円 銭 18 14	円 銭 21 53	円 銭 30 58
信託財産	4,555	5,895	6,010	5,714
信託報酬	0	0	0	0

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 勘定系システムの移行に伴い、2023年度より、個人事業主向けの個人ローンについては、「中小企業向け」から「個人向け」に変更しております。

3. 「1株当たり当期純利益金額」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

ロ. 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	60,227	58,703	58,984	70,443
経常利益	10,217	6,699	8,321	11,197
親会社株主に帰属する当期純利益	6,753	4,493	5,252	7,445
包括利益	3,295	162	16,885	△6,121
純資産額	192,740	191,012	206,179	197,234
総資産	7,135,413	6,613,120	6,758,569	6,653,240

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使用人数	1,873人
平均年齢	42歳 8月
平均勤続年数	19年 1月
平均給与月額	416千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
福島県	111	(5)
東京都	2	(－)
宮城県	5	(－)
山形県	1	(－)
茨城県	2	(－)
栃木県	1	(－)
新潟県	1	(－)
合計	123	(5)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を129か所設置しております。また、当行が店舗管理銀行となっている、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を157か所設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

当年度の新設営業所はございません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	4,386
---------	-------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
営業店舗関連	1,679
ソフトウェア	613
システム機器	976

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ハ. 重要な設備の処分・除却等

(単位：百万円)

内 容	時 期	金 額
旧日立支店売却	2024年4月11日	38
アニバーサリー小名浜売却	2024年9月20日	74
旧門田支店売却	2025年3月19日	48

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ございません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
とうほう証券 株式会社	福島市大町3番25号	証券業務	3,000百万円	100.00%	子会社
株式会社 東邦コンサルティング パートナーズ	福島市大町4番4号	事業承継支援業務、 M&A支援業務	100百万円	100.00%	子会社
東邦リース 株式会社	福島市上町5番6号	リース業務	60百万円	50.00%	子法人等
株式会社 東邦カード	福島市大町4番4号	クレジットカード業務 および信用保証業務	30百万円	50.00%	子法人等
株式会社 東邦クレジットサービス	福島市大町4番4号	クレジットカード業務 および信用保証業務	30百万円	50.00%	子法人等
東邦信用保証 株式会社	福島市大町4番4号	信用保証業務	110百万円	50.00%	子法人等
東邦情報システム 株式会社	福島市飯坂町 平野字桜田3番地4	電子計算機による計算 業務および電子計算機 ソフトウェア開発業務	60百万円	39.69%	子法人等
株式会社 とうほうスマイル	福島市飯坂町 平野字桜田3番地4	帳票等の印刷・ 製本業務	30百万円	100.00%	子会社
ふるさと産業躍進 投資事業有限責任組合	仙台市青葉区 中央1丁目6番35号	成長・成熟・再生局面 にある企業への投資業務	1,661百万円	一%	関連法人等

(注) 1. 当行が所有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 連結対象の子会社、子法人等、持分法適用会社は上記の9社であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地方銀行13行（北海道銀行・秋田銀行・山形銀行・七十七銀行・群馬銀行・足利銀行・常陽銀行・武蔵野銀行・千葉銀行・きらぼし銀行・横浜銀行・第四北越銀行・八十二銀行）、第二地方銀行1行（福島銀行）との提携により平日日中のお引出し手数料が無料となるサービスを行っております。
4. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
8. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行および株式会社群馬銀行との間で、「T S U B A S A アライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
9. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社北洋銀行、日本アイ・ビー・エム株式会社およびキンドリルジャパン株式会社との間で、「基幹システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。

（7）事業譲渡等の状況

該当ございません。

（8）その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職
佐 藤 稔	取締役頭取（代表取締役） 監査部【正】	
遠 藤 勝 利	専務取締役（代表取締役） 営業本部長 営業本部【正】、人事部【正】	
七 海 重 貴	常務取締役	
添 田 俊 樹	常務取締役	
小 西 雅 子	取締役（社外）	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 専門ディレクター 環境省中央環境審議会委員 京都大学大学院総合生存学館（思修館） 特任教授 昭和女子大学専門職大学院 福祉社会・ 経営研究科 特命教授
高 島 英 也	取締役（社外）	株式会社フジオフードグループ本社 社外監査役 北海道空港株式会社 社外監査役 学校法人酪農学園 理事長
佐 藤 卓 夫	取締役常勤監査等委員	
河 野 一 郎	取締役監査等委員（社外）	
久 田 高 正	取締役監査等委員（社外）	東京都杉並区基金管理監
小 田 徹	取締役監査等委員（社外）	ストームハーバー証券株式会社 外部顧問 一般社団法人Fintech協会 事務局長

- （注）1. 取締役のうち、小西雅子、高島英也、河野一郎、久田高正および小田徹は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当行は小西雅子、高島英也、河野一郎、久田高正および小田徹を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定しております。
3. 2024年6月26日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって、取締役常勤監査等委員石井隆幸、取締役監査等委員渡部速夫、長野聡は任期満了により退任いたしました。
4. 当行は、常勤監査等委員を1名選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席、内部監査部門等との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

(ご参考) 当行は執行役員制度を採用しております。各執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当
田 辺 直 之	常務執行役員 事務本部長 事務本部【正】、市場金融部【正】
目 黒 寛 己	常務執行役員 総務部【正】、審査部【正】
澤 田 誓	常務執行役員
関 根 貴	常務執行役員 いわき営業部長 営業本部【副】
高 野 真 司	常務執行役員 総合企画部【正】、コンプライアンス・リスク統括部【正】
藤 島 正 智	執行役員 東京支店長 営業本部【副】
金 成 倫	執行役員 郡山営業部長 営業本部【副】
菊 地 広 幸	執行役員 会津営業部長 営業本部【副】
上 梶 大	執行役員 本店営業部長 営業本部【副】
鈴 木 克 幸	執行役員 監査部長
志 村 正	執行役員 事務本部副部長兼システム部長
白 井 薫	執行役員 仙台支店長兼仙台南支店長 営業本部【副】
渡 辺 英 治	執行役員 営業本部副本部長兼アセットコンサルティング部長

また、当行は、監査等委員会の職務を補助する監査等委員会付役員を選任しており、氏名、地位は次のとおりであります。

氏 名	地 位
高 橋 由 美 子	監査等委員会付役員

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役（監査等委員である取締役以外の取締役）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①当該方針の決定方法

各取締役の報酬の内容に係る決定方針については、報酬の内容について公正性・客観性・透明性を確保するために代表取締役と過半数の独立社外取締役とで組織する指名・報酬協議会において審議を行い、審議結果を取締役会に答申し、取締役会は指名・報酬協議会の答申を踏まえ決議しております。

②当該方針の内容の概要

監査等委員である取締役以外の取締役（以下、「監査等委員以外の取締役」という。）のうち業務執行取締役の報酬については、役位毎の職務および責任に応じ、月次で支給する確定金額報酬、年次で支給する譲渡制限付株式報酬、および単年度の業績に応じて年次で支給する業績連動型報酬で構成しております。

業務執行取締役以外の取締役（社外取締役を含む）については確定金額報酬のみとしております。

確定金額報酬については、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会で決

議された年額345百万円（うち社外取締役年額30百万円以内）の範囲内で各取締役の役位に応じ月次で支給しております。

譲渡制限付株式報酬については、2023年6月26日開催第120回定時株主総会で決議された年額70百万円の範囲内で業務執行取締役の役位に応じ年次で支給しております。

業績連動型報酬については、経営陣の業績向上への貢献のインセンティブと位置付け、業績指標として一事業年度の成果を表す連結当期純利益を採用し、2023年6月26日開催第120回定時株主総会で決議された業績連動型報酬限度額の範囲内において業務執行取締役へ年次で以下のとおり支給いたします。

確定金額報酬、譲渡制限付株式報酬、業績連動型報酬ともその内容については、指名・報酬協議会において審議を行い、審議結果を取締役会に答申し、取締役会は指名・報酬協議会の答申を踏まえ決議しております。

連結当期利益水準	業績連動型報酬限度額	業績連動型報酬支給月数
50億円未満	0円	0.0ヶ月
50億円以上～60億円未満	30百万円	1.0ヶ月
60億円以上～70億円未満	40百万円	1.5ヶ月
70億円以上～80億円未満	50百万円	2.0ヶ月
80億円以上～100億円未満	60百万円	2.5ヶ月
100億円以上	70百万円	3.0ヶ月

(支給方式)

業績連動型報酬支給額＝確定金額報酬×業績連動型報酬支給月数

③監査等委員以外の各取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断する理由

監査等委員以外の各取締役の報酬については、指名・報酬協議会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定を行っていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

□. イ以外の会社役員の報酬等の額またはその算定方法の決定方針に関する事項

①当該方針の決定方法

監査等委員である取締役の報酬の決定方針については、取締役会にて決議しております。

②方針の概要

監査等委員である取締役の報酬については、月次で支給する確定金額報酬のみとしております。

監査等委員である各取締役の報酬については2018年6月22日開催の第115回定時株主総会で決議された年額80百万円の限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

ハ. 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動型報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	6名	158	111	15	32
取締役 (監査等委員)	7名	46	46	—	—
計	13名	205	157	15	32

- (注) 1. 非金銭報酬等については、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を交付することとしております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の確定金額報酬限度額は、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会において年額345百万円（うち社外取締役30百万円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は13名（うち社外取締役は2名）です。
3. 監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く）の報酬について、2023年6月26日開催の第120回定時株主総会において、業績連動型報酬額は上記イ②に記載している表のとおり、譲渡制限付株式報酬は上記報酬枠（年額345百万円）の内枠で年額70百万円以内、かつ発行または処分される当行の普通株式の総数を年350,000株以内で、対象取締役の役位に応じ年次で支給することについて決議されております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であり、業績連動型報酬の支給基準となる当事業年度における連結当期純利益は7,445百万円となりました。
4. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額については、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会において、監査等委員である取締役の確定金額報酬限度額は年額80百万円と決議されております。また、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は6名（うち社外取締役は4名）です。
5. 上表には、2024年6月26日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）3名を含んでおります。

（3）責任限定契約

当行は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外役員との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、下記5名の社外役員は当行との間で、当該責任限定契約を締結しております。

氏 名	責任限定契約の内容
小 西 雅 子 高 島 英 也 河 野 一 郎 久 田 高 正 小 田 徹	在任中、その任務を怠ったことにより銀行に損害を与えた場合において、社外役員がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任を超える部分については、銀行は社外役員を免責する。

(4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当ございません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項
(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

イ. 被保険者の範囲

当行のすべての取締役、執行役員、監査等委員会付役員。

ロ. 保険契約の内容の概要

被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当行が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名		兼職その他の状況
取締役	小 西 雅 子	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 専門ディレクター 環境省中央環境審議会 委員 京都大学大学院総合生存学館（思修館） 特任教授 昭和女子大学専門職大学院福祉社会・経営研究科 特命教授
取締役	高 島 英 也	株式会社フジオフードグループ本社 社外監査役 北海道空港株式会社 社外監査役 学校法人酪農学園 理事長
取締役	久 田 高 正	東京都杉並区基金管理監
取締役	小 田 徹	ストームハーバー証券株式会社 外部顧問 一般社団法人Fintech協会 事務局長

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在 任 期 間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役 小 西 雅 子	2年9カ月	当年度開催の取締役会 14回中すべてに出席	国内外の環境・エネルギー政策および持続可能性（SDGs）に高度な専門的知識を有しており、企業へのアドバイス経験も豊富な観点から、取締役会の審議において、ガバナンスや業務執行の適正性、経営課題への取り組み等に関する監督に加え、的確な助言・提言を行うなど、期待される役割を十分に果たしております。 また、県内の経済動向の視察や営業店の監査に帯同し、社内の状況把握に努める他、独立社外取締役会議や指名・報酬協議会において、様々な経営課題への対処や取締役の選任ならびに報酬の決定に関して、客観的な立場から意見を述べております。
取締役 高 島 英 也	2年9カ月	当年度開催の取締役会 14回中13回に出席	長期にわたり事業会社の役員を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有している観点から、取締役会の審議において、ガバナンスや業務執行の適正性、経営課題への取り組み等に関する監督に加え、的確な助言・提言を行うなど、期待される役割を十分に果たしております。 また、県内の経済動向の視察や営業店の監査に帯同し、社内の状況把握に努める他、独立社外取締役会議や指名・報酬協議会において、様々な経営課題への対処や取締役の選任ならびに報酬の決定に関して、客観的な立場から意見を述べております。
取締役 監査等委員 河 野 一 郎	2年9カ月	当年度開催の取締役会 14回中すべてに出席 当年度開催の監査等委員会 15回中すべてに出席	金融行政に長年にわたり携わった豊富な経験と幅広い知見に基づく視点から、取締役会、監査等委員会の審議において、ガバナンスや業務執行の適正性、経営課題への取り組み等に関する監督に加え、的確な助言・提言を行うなど、期待される役割を十分に果たしております。 また、県内の経済動向の視察や営業店の監査に帯同し、社内の状況把握に努める他、筆頭独立社外取締役として、独立社外取締役会議の議長を務め、他の社外取締役との連携を図りながら様々な経営課題への対処に関して、客観的・中立的な立場で提言をとりまとめるとともに、指名・報酬協議会においても議長として取締役の選任ならびに報酬の決定に関して、主導的な役割を果たしております。

氏 名	在 任 期 間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役 監査等委員 久 田 高 正	9 カ月	取締役監査等委員就任後の 取締役会 11回中すべてに出席 取締役監査等委員就任後の 監査等委員会 11回中すべてに出席	金融業務ならびに金融政策全般にわたる幅広い知見と豊富な経験に基づく視点から、取締役会、監査等委員会の審議において、ガバナンスや業務執行の適正性、経営課題への取り組み等に関する監督に加え、的確な助言・提言を行うなど、期待される役割を十分に果たしております。 また、県内の経済動向の視察や営業店の監査に帯同し、社内の状況把握に努める他、独立社外取締役会議や指名・報酬協議会において、様々な経営課題への対処や取締役の選任ならびに報酬の決定に関して、積極的に関与し意見を述べております。
取締役 監査等委員 小 田 徹	9 カ月	取締役監査等委員就任後の 取締役会 11回中すべてに出席 取締役監査等委員就任後の 監査等委員会 11回中すべてに出席	金融業界全般にわたる幅広い知見と豊富な経験に基づく視点から、取締役会、監査等委員会の審議において、ガバナンスや業務執行の適正性、経営課題への取り組み等に関する監督に加え、的確な助言・提言を行うなど、期待される役割を十分に果たしております。 また、県内の経済動向の視察や営業店の監査に帯同し、社内の状況把握に努める他、独立社外取締役会議や指名・報酬協議会において、様々な経営課題への対処や取締役の選任ならびに報酬の決定に関して、客観的な立場から意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支 給 人 数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	45	—

(4) 社外役員の意見

特記すべき事項はございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	798,256千株
発行済株式の総数	252,500千株
	(自己株式2,794千株を含む)

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 25,294名

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	20,501	8.21
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	10,783	4.31
明治安田生命保険相互会社	9,924	3.97
東邦銀行従業員持株会	9,364	3.75
福島商事株式会社	8,436	3.37
日本生命保険相互会社	7,938	3.17
日東紡績株式会社	4,746	1.90
住友生命保険相互会社	3,939	1.57
JP MORGAN CHASE BANK 385781	2,610	1.04
株式会社千葉銀行	2,605	1.04

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行は2025年3月31日現在、自己株式を2,794千株保有しており、上記大株主から除外しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類および種類ごとの数)
取締役 (監査等委員であるものおよび社外取締役を除く)	4名	普通株式 99,874株

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ございません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ございません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称		当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 嶋 清 彦	69	(注) 3.
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 日下部 恵 美		(注) 4.

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当行、子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額76百万円。
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、監査時間・配員計画等の観点から報酬の見積りの相当性の検討を行った結果、報酬額は妥当であると認め、同意いたしました。
4. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、グループ会社における顧客資産の分別管理の法令順守の状況に関する保証報告書作成業務であります。なお、当該業務等に係る報酬は1百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ございません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

（４）会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- イ. 監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合または会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の解任または不再任が必要であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。
- ロ. 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

（１）業務の適正を確保する体制の概要

当行は、取締役会において「業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針」として、「内部統制に関する基本方針」について次のとおり決議しております。

イ. 当行の法令等遵守態勢

- ① 取締役会は「法令等遵守の基本方針」とこれに基づく具体的な行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員がこれを遵守しております。
- ② 取締役会は、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、具体的な実践計画に基づく態勢整備を図っております。加えて、「法令遵守委員会」を設置し、定期的に法令等遵守態勢・状況のチェックおよび管理等の審議結果について報告を受けています。また、全行的な法令等遵守の統括に関する事項を所管するコンプライアンス統括部門を設置しています。
- ③ コンプライアンス統括部門は、法令等遵守状況のチェックおよび管理等を行うとともに、各本店で任命される法令遵守担当者を通じて法令等遵守態勢の徹底を行っています。加えて、公益通報者保護の窓口として、子会社を含めた全役職員に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させる態勢を構築し、その報告内容に応じ速やかに是正措置を講じます。
- ④ 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門

に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証します。

- ⑤ 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断します。

ロ. 当行の取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

取締役の職務の執行状況に関する情報については、文書規程等に基づき、各種会議の議事録および各種業務の執行にかかる稟議書等を作成しております。これらの文書については、取締役が常時閲覧できるよう保存・管理しております。

ハ. 当行のリスク管理態勢

- ① 取締役会は「リスク管理の基本方針」および各リスクの管理規程等を制定し、リスク統括部門および各リスク管理部門、管理方法等を定めております。加えて「業務継続計画」および「危機管理対応マニュアル」を定め、各種リスクの顕在化を契機とする危機発生時における速やかな復旧と円滑な対応に努めております。
- ② 取締役会は、「リスク管理委員会」等を設置し、定期的に各種リスクの保有状況や対応方針等にかかる審議結果について報告を受けております。リスク統括部門は、各リスク管理部門を通じて常時モニタリングを行うとともに、その結果について取締役会に報告しております。
- ③ 内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証しております。

二. 当行の職務の効率性確保

定款に定めた事業目的を取締役が効率的に遂行するため、以下の態勢を構築しております。

- ① 取締役会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規程を策定し、効率的な職務遂行を実践します。
- ② 取締役会は、中期経営計画・長期経営計画や年度経営計画等を策定するとともに、「常務会」や「経営戦略実行委員会」等で進捗管理を行い、必要な経営施策を機動的に策定します。
- ③ 取締役は、その業務執行状況について取締役会に報告します。

ホ. 当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢

- ① 当行の取締役会が子会社の業務の適正を監視するとともに、「グループ会社管理規程」を制定して子会社の統括・管理部門を明らかにし、各社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備等当行およびその子会社から成る企業集団での内部統制システムを構築しております。
- ② 当行は、各子会社に対し、「コンプライアンス・マニュアル」、「リスク管理の基本方針」の制定、経営計画の策定、その業務執行状況を定期的に当行経営陣に対して

報告することなどを求めることにより、当行およびその子会社から成る企業集団での業務の適正および効率性を確保しています。

- ③ 内部監査部門は、子会社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて子会社およびその統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証しております。
- ④ 当行およびその子会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備しております。

ハ. 監査等委員会の職務の補助に関する態勢

- ① 監査等委員会には監査等委員会付役員および監査等委員会事務局を置きます。
- ② 監査等委員会付役員は、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、監査等委員会専属の委嘱を受け、常勤監査等委員の職務を補助し、取締役（監査等委員である取締役を除く）等の指示命令を受けないものとします。
- ③ 監査等委員会事務局には、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、専属のスタッフを配置し、監査等委員会の職務を補助します。監査等委員会は、上記専属のスタッフに業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査等委員会より指示を受けた専属のスタッフは当該指示に係る事項に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）等の指示命令を受けないものとします。当該スタッフの人事に関しては、監査等委員会と人事部門の担当役員と意見交換を行うなどにより、監査等委員会の職務の補助態勢維持に努めます。

ト. 監査等委員会への報告態勢

- ① 監査等委員会は、法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況について当行およびその子会社の全役職員（当行の監査等委員である取締役を除く）から報告を受けます。また、常務会・各種委員会など重要な会議への出席や、各種議事録や重要書類等の閲覧により、執行状況の報告を受けます。
- ② 監査等委員会は、当行およびその子会社の公益通報者保護の窓口であるコンプライアンス統括部門より、公益通報にかかる内容報告を受けます。
- ③ 当行およびその子会社は、前記①②の報告を行った全役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行いません。

チ. 監査等委員会監査の実効性確保

- ① 監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会は内部監査部門等と緊密な連携を保ち、内部管理体制における課題等について定期的に意見交換するほか、内部監査の結果等の報告を受けます。
- ② 監査等委員会付役員および監査部長の選任および解任については監査等委員会の同意を得たうえで取締役会にて決議します。

-
- ③ 監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うほか、必要に応じて外部専門家の意見を聴取するなど、適正な監査の実施に努めます。
 - ④ 監査等委員会または監査等委員の職務の執行について生ずる必要な諸費用については、予算を措置します。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当行では、基本方針に基づく運用状況の確認を毎年実施し、その結果を取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備と適切な運用に努めています。

当事業年度（第122期）における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

イ. 当行の法令等遵守態勢

年度毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、法令遵守委員会（7回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役会に定期的に報告しました。

また、組織の一体感を醸成し、より良い職場環境を築いていくため、2024年7月から8月の期間においてタウンホールミーティングを開催し、役員が全部店を臨店して従業員との対話を行いました。

ロ. 当行のリスク管理態勢

年度毎のリスク管理方針を取締役会で定め、リスク管理委員会（12回）、およびALM委員会（17回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役会に報告しました。

また、当事業年度では、近年激甚化する風水害リスクに備え、線状降水帯が発生した場合の初動対応訓練を実施するとともに、風水害リスクの高い営業店における防災体制を強化し、危機管理体制を整備しました。

ハ. 当行の職務の効率性確保

取締役会を14回、業務執行の決定の一部を委任している常務会を42回開催しました。また、年度経営計画を取締役会で定め、経営戦略実行委員会（2回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役会に報告しました。

また、取締役会の実効性評価において認識した課題に対する取り組みとして、取締役会の運営において、会議資料の見直しにより取締役会で検討すべきポイントの明確化を図り、重要な議案にかかる審議時間の確保および議論の活性化を図ったほか、取締役にて構成するオフサイトミーティングを取締役会の終了後に開催し、当行グループの中長期的な重要テーマに関するフリーディスカッションを実施しました。

二. 当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢

子会社の業務実績について取締役会に報告（４回）しました。また、グループ戦略会議（５回）を開催し、経営課題の把握と対応方針について協議しました。

また、グループ会社の生産性向上に向けた取り組みの一環として、グループ全体の社内コミュニケーションツールを統一し、ペーパーレス化の推進およびグループ間連携の強化を図りました。

ホ. 監査等委員会監査の実効性確保

監査等委員会は、内部監査部門と10回、会計監査人と7回情報交換を実施しました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11. 会計参与に関する事項

（１）責任限定契約

該当ございません。

（２）補償契約

イ. 在任中の会計参与との間の補償契約

該当ございません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

12. その他

該当ございません。

計算書類

第122期末 (2025年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	1,234,886	預金	5,770,955
現金	47,140	当座預金	331,646
預け金	1,187,746	普通預金	4,313,651
買入金銭債権	9,640	貯蓄預金	44,886
商品有価証券	55	通知預金	1,619
商品国債	0	定期預金	1,019,806
商品地方債	54	その他の預金	59,343
金銭の信託	5,450	譲渡性預金	396,089
有価証券	1,207,558	借入金	213,600
国債	645,792	借入金	213,600
地方債	206,376	外国為替	313
社債	157,969	売渡外国為替	173
株式	45,281	未払外国為替	139
その他の証券	152,138	信託勘定借	5,714
貸出金	4,054,004	その他負債	51,511
割引手形	4,041	未決済為替借	291
手形貸付	78,664	未払法人税等	470
証書貸付	3,759,595	未払費用	4,251
当座貸越	211,703	前受収益	1,197
外国為替	1,544	金融派生商品	12,661
外国他店預け	1,544	金融商品等受入担保金	16,155
その他資産	64,422	リース債務	664
未決済為替貸	421	資産除去債務	254
前払費用	251	その他の負債	15,564
未収収益	5,837	睡眠預金払戻損失引当金	298
金融派生商品	18,832	偶発損失引当金	692
金融商品等差入担保金	4,959	ポイント引当金	160
その他の資産	34,119	再評価に係る繰延税金負債	1,993
有形固定資産	34,822	支払承諾	7,841
建物	10,409	負債の部合計	6,449,171
土地	17,571	純資産の部	
リース資産	631	資本金	23,519
建設仮勘定	346	資本剰余金	13,653
その他の有形固定資産	5,864	資本準備金	13,653
無形固定資産	12,256	利益剰余金	154,558
ソフトウェア	11,299	利益準備金	9,865
その他の無形固定資産	956	その他利益剰余金	144,693
前払年金費用	3,509	別途積立金	134,600
繰延税金資産	17,154	繰越利益剰余金	10,093
支払承諾見返	7,841	自己株式	△1,012
貸倒引当金	△22,842	株主資本合計	190,718
資産の部合計	6,630,305	その他有価証券評価差額金	△10,816
		繰延ヘッジ損益	2,130
		土地再評価差額金	△898
		評価・換算差額等合計	△9,584
		純資産の部合計	181,134
		負債及び純資産の部合計	6,630,305

損益計算書 (2024年4月1日～2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		60,451
資金運用収益	43,978	
貸出金利息	30,493	
有価証券利息配当金	8,548	
コールローン利息	359	
預け金利息	4,572	
その他の受入利息	5	
信託報酬	0	
役務取引等収益	13,501	
受入為替手数料	3,428	
その他の役務収益	10,072	
その他業務収益	428	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	68	
金融派生商品収益	351	
その他の業務収益	7	
その他経常収益	2,542	
償却債権取立益	15	
株式等売却益	1,299	
金銭の信託運用益	24	
その他の経常収益	1,203	
経常費用		49,566
資金調達費用	5,226	
預金利息	3,499	
譲渡性預金利息	338	
コールマネー利息	2	
債券貸借取引支払利息	874	
借入金利息	175	
金利スワップ支払利息	302	
その他の支払利息	33	
役務取引等費用	6,252	
支払為替手数料	308	
その他の役務費用	5,944	
その他業務費用	2,445	
外国為替売買損	749	
国債等債券売却損	1,696	
営業経費	34,161	
その他経常費用	1,479	
貸倒引当金繰入額	418	
貸出金償却	1	
株式等売却損	221	
株式等償却	0	
その他の経常費用	837	
経常利益		10,884
特別利益		64
固定資産処分益	64	
特別損失		553
固定資産処分損	270	
減損損失	283	
税引前当期純利益		10,395
法人税、住民税及び事業税		1,977
法人税等調整額		771
法人税等合計		2,749
当期純利益		7,645

連結計算書類

第122期末 (2025年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	1,235,480
買入金銭債権	12,547
商品有価証券	55
金銭の信託	7,150
有価証券	1,209,460
貸出金	4,039,402
外国為替	1,544
リース債権及びリース投資資産	16,177
その他資産	74,414
有形固定資産	35,511
建物	10,559
土地	17,571
リース資産	291
建設仮勘定	346
その他の有形固定資産	6,741
無形固定資産	12,411
ソフトウェア	11,395
その他の無形固定資産	1,016
退職給付に係る資産	10,510
繰延税金資産	15,925
支払承諾見返	7,841
貸倒引当金	△25,192
資産の部合計	6,653,240

科 目	金 額
負債の部	
預金	5,762,569
譲渡性預金	390,089
借入金	216,339
外国為替	313
信託勘定借	5,714
その他負債	68,736
退職給付に係る負債	164
睡眠預金払戻損失引当金	298
偶発損失引当金	692
ポイント引当金	220
特別法上の引当金	1
繰延税金負債	1,029
再評価に係る繰延税金負債	1,993
支払承諾	7,841
負債の部合計	6,456,005
純資産の部	
資本金	23,519
資本剰余金	13,653
利益剰余金	164,248
自己株式	△1,012
株主資本合計	200,408
その他有価証券評価差額金	△9,149
繰延ヘッジ損益	2,130
土地再評価差額金	△898
退職給付に係る調整累計額	4,744
その他の包括利益累計額合計	△3,173
純資産の部合計	197,234
負債及び純資産の部合計	6,653,240

連結損益計算書 (2024年4月1日～2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		70,443
資金運用収益	42,852	
貸出金利息	30,496	
有価証券利息配当金	7,417	
コールローン利息及び買入手形利息	359	
預け金利息	4,574	
その他の受入利息	5	
信託報酬	0	
役務取引等収益	15,428	
その他業務収益	9,618	
その他経常収益	2,542	
償却債権取立益	15	
その他の経常収益	2,526	
経常費用		59,245
資金調達費用	5,235	
預金利息	3,497	
譲渡性預金利息	336	
コールマネー利息及び売渡手形利息	2	
債券貸借取引支払利息	874	
借用金利息	188	
その他の支払利息	336	
役務取引等費用	5,575	
その他業務費用	10,485	
営業経費	35,956	
その他経常費用	1,991	
貸倒引当金繰入額	803	
貸出金償却	67	
その他の経常費用	1,119	
経常利益		11,197
特別利益		64
固定資産処分益	64	
特別損失		558
固定資産処分損	273	
減損損失	284	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		10,704
法人税、住民税及び事業税	2,548	
法人税等調整額	710	
法人税等合計		3,259
当期純利益		7,445
親会社株主に帰属する当期純利益		7,445

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社東邦銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 高 嶋 清 彦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 日下部 恵 美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東邦銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうか

かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社東邦銀行

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 嶋 清 彦

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 日下部 恵 美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東邦銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項（KAM）については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社東邦銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 佐藤 卓夫 印

監査等委員 河野 一郎 印

監査等委員 久田 高正 印

監査等委員 小田 徹 印

(注) 監査等委員 河野一郎、久田高正及び小田徹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



すべてを地域のために

東邦銀行 株主総会会場ご案内図

会 場

福島県福島市大町3番25号
当行本店 8階大会議室

電 話

024(523)3131(代表)



本店外観



最寄の駅 「JR福島駅」 東口より徒歩約 8 分

● 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会は当日の開催内容をライブ配信いたしますので、ご案内を確認のうえ、ご視聴ください。



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。